平成２８年（フ）第３５６号
大阪府高槻市八幡町４番21号　ロフティ高槻103号
債務者　中村　秀史
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７号
大阪府枚方市星丘４丁目18番15号
債務者　山岡　亜也（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４号
大阪市淀川区十三東１丁目19番17―407号
債務者　野村　麻純
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５００号
大阪府豊中市曽根西町２丁目10番12の２号、前住所大阪府豊中市今在家町10番12号
債務者　木塚　雅弘
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６９号
大阪府池田市緑丘２丁目４番110―104号
債務者　松下　實人
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９４号
大阪市浪速区敷津西２丁目16番24―25号
債務者　辻　　和江
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０９号
大阪府門真市四宮３丁目２番５号　レガート門真216号
債務者　野村　修二
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１号
北海道伊達市長和町459番地　長和団地２―217号
債務者　佐藤　辰三
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
北海道伊達市長和町459番地　長和団地２―217号
債務者　佐藤　徳子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
北海道帯広市西23条南４丁目10番地18
債務者　佐久間　寿
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３号
新潟県阿賀野市岡山町１番18号
債務者　伊藤　　豊
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第４号
新潟県阿賀野市岡山町１番18号
債務者　伊藤　孝子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第１７号
愛知県稲沢市国府宮４丁目９番15―103号
債務者　上間　孝幸
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３８０号
和歌山県橋本市横座159番地
債務者　丹生　善弘
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３８８号
和歌山市出島55番地１
債務者　東　　智香（旧姓内本・中谷）
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７号
和歌山市善明寺642番地３　鳴滝団地10―304
債務者　角田　小墨
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
和歌山県橋本市さつき台２丁目478番地の58シャン・ノールⅧ105号
債務者　根来　千恵
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
和歌山市関戸１丁目５番50―203号　ライオンズマンション和歌山関戸一番館
債務者　芝　まちこ
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係